

湯沢市克雪住宅推進補助金

住宅の雪対策改修工事に 補助金を交付します **最大25万円**

雪下ろし作業の軽減や安全確保などを目的とした住宅の屋根の改修工事等の費用を補助します。

申請者（対象者）	湯沢市に住所を有する方または転入を予定されている方で、みずから居住する住宅の改修等を行う方
対象住宅	市内の一戸建て住宅（併用住宅は住居部分に限る）
対象工事	①克雪化改修工事…屋根の勾配変更や設備の設置などにより屋根の落雪化や融雪化を図る工事等で、費用が50万円以上のもの ②雪下ろし安全対策工事…転落を防止するための装置や固定式はしごの設置工事等で、費用が10万円以上のもの
補助率・補助額	①克雪化改修工事…対象工事費の15%（上限20万円） ②雪下ろし安全対策工事…一律5万円
注意事項	・借家、空き家、作業小屋、車庫、物置などは対象となりません。 ・申請者及びその家族が市税を滞納している場合は申請できません。

対象工事例

①克雪化改修工事	・屋根の勾配を10分の4以上とし、屋根の雪が自然に落下する構造とする工事 ・雪下ろし作業の負担軽減のため、屋根の勾配を10分の1以下とする工事 ・屋根に融雪設備を設置する工事 ・軒を補強する工事 など
②雪下ろし安全対策工事	・命綱を固定する金具の設置工事 ・雪止め金具の設置工事 ・転落防止柵の設置工事 ・固定式はしごの設置工事 など

4月1日受付開始

申請方法は裏面をご覧ください

補助金交付までの流れ

交付申請 (申請者→市)	所定の様式に必要な書類を添付し申請します。 工事着手前の申請が必要です。
交付決定 (市→申請者)	申請内容を審査し、内容が適当と認められる場合は、補助金交付決定通知書を郵送します（交付決定後に工事に着手してください）。
工 事 着 手	
変更申請 (申請者→市)	工事内容に変更がある場合は、所定の様式に必要な書類を添付し変更申請します。
工 事 完 了	
実績報告 (申請者→市)	工事完了後30日以内または令和5年3月31日のいずれか早い日までに、所定の様式に必要な書類を添付し実績を報告します。
交付額確定 (市→申請者)	補助金額確定通知書を郵送します。
補助金請求 (申請者→市)	補助金の請求書を提出します。

申請前にご相談ください。

Q&A

Q 申請期限はありますか。

A 申請期限はありません。ただし、予算がなくなり次第に終了します。

Q 世帯主や住宅の所有者でなくても申請できますか。

A 住宅の居住者であればどなたでも申請できます。

Q 克雪化改修工事と雪下ろし安全対策工事の両方の補助金を申請することはできますか。

A 申請できます。ただし、同時に申請してください。

Q 住宅の新築、改築、増築は対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 申請者みずから行った工事は対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 屋根塗装や屋根板金の張り替えは対象となりますか。

A 屋根の改修と不可分一体のものは対象となりますが、屋根塗装のみや屋根板金の張り替えのみは対象となりません。

Q 敷地の融雪のための装置の設置工事は対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 破損した軒の補修は対象となりますか。

A 対象となりません。ただし、軒の補強は対象となります。

Q 施工業者は湯沢市内の法人に限定されますか。

A 市内・市外は問いません。また、個人事業主の施工する工事も対象となります。

申請様式は都市計画課で配布しています。

また、湯沢市ホームページからダウンロードすることもできます。

【申請・問い合わせ先】湯沢市建設部都市計画課建築班 電話0183-55-8158